規制の事前評価書(要旨)

政策の名称		保険仲立人に対する規制緩和	
 担当部局		金融庁総務企画局企画課保険企画室 電話番号: 03-3506-6226 e	r–mail∶ RIA@fsa.go.jp
———————————— 評価実施時期		平成26年7月1日	
規制の目的、内容及び必要性等		【現状及び問題点】 保険仲立人は、保険会社から独立した立場で保険の媒介を行う者であり、仮に当該媒介によって保険契約者が損害を受けた場合には、当該保険仲立人に対して損害賠償の請求を行うこととなる。 こうした場合に備えて保険仲立人には賠償資力を確保するため、開業時に最低保証金額4,000万円及び過去3事業年度の手数料等収入に相当する額(8億円を限度)を保証金として供託することが義務付けられている。(金融機関の保証によることも可能。また、最低金額4,000万円を超える部分については、賠償責任保険契約により代替することも可能。)しかしながら、当該保証金制度のうち最低金額が新規参入を妨げる要因のひとつとなっており、平成26年4月時点での保険仲立人の数は38に留まっている。 【目的・必要性】 当該最低保証金については、 ① 新規参入や保険仲立人の活動の活性化を通じて、顧客が「公平・中立」な立場からの媒介サービスを受けやすくすること	
		② これまで保証金による損害賠償は発生していないことや諸外国において保険ブローカーに現金供託を義務付けることが一般的でないこと等から、最低金額を2,000万円に引き下げ、賠償責任保険契約により代替する範囲を2,000万円を超える部分に拡大することが必要である。 【内容】 保険仲立人に義務付ける保証金のうち、最低金額を4,000万円から2,000万円に引き下げる。 法令の名称・関連条項とその内容 保険業法施行令第41条、第44条	
		なりの名称 気度未満とその内容 体膜未広胞リリ第寸末、第寸末 保証金の最低金額4,000万円を廃止するとともに、全額を賠償責任保険契約により代替できることとする。	
規制の費用	(遵守費用)	費用の要素 保険仲立人において、保証金の最低額を引き下げることから、費用負担が減少する。	代替案の場合 保険仲立人において、保証金の最低額を廃止することから、本案以上に費用負担が減少する。
	(行政費用)	 行政庁(国)において、これまでも毎年「保証金等内訳書」により確認・検証していることから、現状と 費用負担は変わらない。	行政庁(国)において、これまでも毎年「保証金等内訳書」により確認・検証しており、最低保証金額の廃止のみで保証金の全体額は同じであることから、現状及び本案と費用負担は変わらない。
		保険仲立人が故意により保険契約者に損害を与えた場合、賠償責任保険では免責となることから、 保証金の最低金額(2,000万円)を超える範囲については保険金による被害の回復ができなくなり、保 険契約者等の保護に欠けるおそれがある。	保険仲立人が故意により保険契約者に損害を与えた場合、賠償責任保険では免責となることから、保険金による被害の回復ができなくなり、本案以上に保険契約者等の保護に欠けるおそれがある。
 規制の便益		便益の要素	代替案の場合
		保証金の最低金額を4,000万円から2,000万円に引き下げることによって、保険仲立人の新規参入や既存業者の活性化が促進されることにより、顧客が「公平・中立」な立場からの媒介サービスを受けやすくなることが期待できる。	保証金の最低金額を廃止することによって、本案以上に保険仲立人の新規参入や既存業者の活性化 が促進されることにより、顧客が「公平・中立」な立場からの媒介サービスを受けやすくなることが期待できる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)		(1)費用と便益の関係の分析 本案については、遵守費用は減少し、便益は増加するが、その他の社会的費用が発生するおそれがある。しかし、その他の社会的費用については、仮に仲立人の故意による損害から賠償が 発生した場合も2,000万円までは供託金等により担保されること、また、監督を適切に実施することを通じて、抑制することが可能である。 これらを踏まえれば、便益の増加というプラスの効果は、その他の社会的費用の発生のおそれというマイナスの効果を上回ると考えられ、本案による改正は適当と考えられる。	
		(2)代替案との比較 代替案は、本案と比較して遵守費用は下回り、便益は本案を上回る。しかし、保証金の最低額を廃止することにより、保険仲立人が故意により損害を与えた場合、保険金による損害回復がで きないことから保険契約者等の保護に欠けるおそれがあり、その他の社会的費用の発生が本案を上回り、代替案の遵守費用の減少や便益の増加をも上回ると考えられる。 したがって、本案による改正が適当と考えられる。	
有識者の見解その他関連事項		「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ報告書」(平成25年6月7日)	
レビューを行う時期又は条件		改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認められるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
 備考		特になし。	
		1 5.20	